

補助上限額
100万円

2次募集開始!

令和5年1月1日
以降に経営継承した

後継者の チャレンジを 応援します!

令和6年 **9月9日**月 ~ **11月8日**金



※農業者からの応募受付は市町村が行うため、市町村ごとに期間や方法が異なります

地域農業の担い手から経営を継承した後継者へ、経営発展に向けた取組に必要な経費を100万円上限(国と市町村で2分の1ずつ)で補助します

対象となる取組例

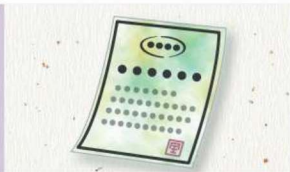
法人化
で経営強化!



新品種・
新部門導入
で付加価値向上!



認証取得
で信用力アップ!



販路開拓
で売上アップ!



データ管理の
ソフト導入
で効率化!



機械導入
で業務効率化!



事業対象者

- ☑ 令和5年1月1日以降に
先代から経営の主宰権を移している
- ☑ 先代が地域農業の中心的な役割を担っていると
市町村が認めている
- ☑ 経営継承にあたって
生産基盤や経営規模が縮小していない
- ☑ 青色申告をしている
- ☑ 家族経営協定を締結している
(家族経営の場合)
- ☑ 経営継承以前に農業経営を主宰
したことがない



取組にチャレンジしたい方は

お近くの**市町村農政担当課**へ
ご連絡ください

お問い合わせ先

経営継承・発展等支援事業補助金事務局
一般社団法人 全国農業会議所

電話 03-6910-1124 [受付時間 平日 9:30-17:00]

メール keieikeisyounca.or.jp

特設サイト <https://keisyoun-hatten.maff.go.jp>

